

飼料等業者届の手続き

区分	届出名	届出の宛先	添付資料	届出期限	届出先(提出先)	道内の提出先
事業開始	飼料製造業者届	農林水産大臣	製造フロー図	事業を開始する 2週間前まで		
	飼料輸入業者届	農林水産大臣				
	飼料販売業者届	都道府県知事	特になし			
	飼料添加物製造業者届	農林水産大臣	・製造フロー図 ・遺伝子組み換え原料を使用していないことの確認書			
	飼料添加物輸入業者届	農林水産大臣				
	飼料添加物販売業者届	都道府県知事	特になし			
届出事項 変更	飼料製造業者届出事項変更届	農林水産大臣	工場や設備追加時は、 変更後の製造フロー図	届出事項に変更を 生じた日から 1ヶ月以内	本社住所地在 存在する 都道府県	道内に本社が存在する場合は、 本社所在地を管轄する 総合振興局(振興局) ※別途掲載している「飼料等業者届 の届出先(北海道内提出先)」 を参照のこと。
	飼料輸入業者届出事項変更届	農林水産大臣				
	飼料販売業者届出事項変更届	都道府県知事	特になし			
	飼料添加物製造業者届出事項変更届	農林水産大臣	・製造フロー図(工場・設備追加等の場合) ・遺伝子組み換え原料を使用していないことの確認書 (種類・原材料追加の場合)			
	飼料添加物輸入業者届出事項変更届	農林水産大臣				
	飼料添加物販売業者届出事項変更届	都道府県知事	特になし			
事業廃止	飼料製造業者事業廃止届	農林水産大臣	特になし	事業を廃止した日 から1ヶ月以内		
	飼料輸入業者事業廃止届	農林水産大臣				
	飼料販売業者事業廃止届	都道府県知事				
	飼料添加物製造業者事業廃止届	農林水産大臣				
	飼料添加物輸入業者事業廃止届	農林水産大臣				
	飼料添加物販売業者事業廃止届	都道府県知事				

※添付資料は、必要に応じて個別に求める場合があります。なお、製造フロー図は「原料→混合→乾燥→粉碎→計量→包装」等、各工程がわかるものを添付する。

※農林水産大臣宛の届出は、都道府県経由で行うこととされています。